

平成27年第4回文化財保護審議会

日 時：平成27年12月10日（木）午後6時47分～午後7時12分

場 所：区役所第2庁舎5階第4委員会室

出席者：（委員） 相澤委員、石野委員、内田委員、早乙女委員、堀内委員、山本（質）委員、山本（暉）委員 （計7名）

（欠席） 稲木委員、奥田委員、重枝委員、服部委員、藤原委員 （計5名）

（事務局） 進藤教育政策部長、土屋生涯学習・地域・学校連携課長、大谷文化財係長、浅見民家園係長、小畑郷土資料館長、佐藤資料調査員

傍聴者：なし

資 料：答申文

民家園座学講座チラシ

郷土資料館だより

○委員 ただいまより平成27年第4回世田谷区文化財保護審議会を開催する。

現在までのところ傍聴の申し込みはないが、会議開始後に傍聴の申し出があった際にはお諮りし、傍聴していただく形で取り扱う。

本日はご多用の中、ご出席いただき感謝する。

初めに、配付資料の確認を願いたい。

(配付資料確認)

○委員 次第に従い進める。

議題2、前回文化財保護審議会議事録承認である。平成27年第3回文化財保護審議会議事録については既に各委員に送付した。奥田委員から、6ページの自身の発言について修正の連絡があり、別紙のとおり修正した。本議事録どおり承認することに異議ないか。

[承認]

○委員 議題3、今回の議事録署名は堀内委員と山本(質)委員にお願いする。

[承認]

○委員 議題4、平成27年度登録・指定文化財答申について、事務局から説明願う。

○事務局 前回審議会及び合同部会でのご議論を踏まえ、たたき台を作成し、委員には事前に送付させていただいた。その後、ご指摘を踏まえて修正したものが、今お手元にある答申案になる。答申案に至るまでの経緯について、資料調査員の佐藤より説明させていただく。

○事務局 お手元の答申案に沿って、経緯についてご説明させていただく。

前回審議会と合同部会においてご指摘いただいた点について検討を加え、部会でご提示した後、建築担当の委員のご意見をいただき、案を作成した。

各委員には事前にお配りしているが、それに対しての訂正箇所等の連絡はなかった。

前回の審議会から本日までの間に検討した点について簡単に説明する。

まず、1の名称は、建築主である榎崎氏の住宅では如何かというご意見については、世田谷区が山田氏より寄贈を受けて今後も旧山田邸という通称で呼んでいくので、旧山田家住宅としている。

5の附は、資料があれば実証性に繋がるのでぜひ記載してほしいという内容については、前回審議会の後、実物の所在と所有が確認できたので、建築申請資料10枚、不動産取得税資料3枚、封筒付を掲載した。

6、概要(1)建築年代について、昭和11年ごろとしてきたが、申請が出たのが昭和11年8月、その後、不動産取得税の支払いが昭和13年3月なので、昭和12年ごろとするのが自然ではないかというご意見をいただき、昭和12年ごろに訂正している。

沿革の項では、建築確認申請届に代理人として記載されている堀田友三郎という人物についての検証についてご指摘があったが、人物的にはよくわからなかったが、代理人として入っていたということで記述している。

途中ではあるが、附の申請書と不動産取得税関係の資料を回覧するのでご確認いただきたい。

続いて、建物の特徴については、「棧瓦葺き」という表現を「フランス瓦葺」に訂正している。

内部の間取りについては、「中廊下式」という表現を「中廊下を配する」という記述とした。

居間の南側の部屋については、「ポーチ」という表現を「ベランダ」という表現にした。

2階の和室は書院造風の日本間と表現した。

地下については、記述を加え、あわせて、地下室にはボイラーがあり、邸内セントラルヒーティングで暖房していたという記述もつけ加えた。

最後の段、建物の特徴の1つとして、雨の多い日本の気候風土に配慮して

建てられているということ以外に、もう少し詳細に記述を加えた。

続いて、周辺環境と屋敷構えについて、敷地と前面道路と建物の配置についての配慮が見られるということで、敷地と建物の向き、玄関のしつらえについての記述を追加している。

7の保存と活用の項目を新たに設けた。また、今後の改修工事等への配慮として、改変に関しては必要最低限の改修とし、文化財的価値を損ねない工夫が望ましい旨の文言をつけ加えた。

8の登録・指定理由では、「中流階級や文化住宅」という表現を削除した。また、生活文化に配慮した意匠が見られる旨の記述を盛り込んだ。

最後に、住み継がれてきた山田氏についての検証ということで、大切に建物を維持管理されてきたということで評価している。

以上、経緯についての説明とする。

○委員 内容等をご説明いただいた。現地を視察していただいた方はこの状況はお分かりいただけると思うが、こういう形で訂正を加えた。

堀内委員から一言お願いできるか。

○委員 建築の記述としては十分である。今後の書き方としては、9番の(1)建造物でア、イ、ウという形で条文になっているので、ある程度これに則して書く姿勢があれば、もう少しわかりやすいのではないか。

この文章そのものには特徴等様々なことが含まれているが、施主についてもう少し分かるとさらによい。これは私の課題にもするが、今後残っていくので研究を進めていただきたい。これでよいと思う。

○委員 他に答申について何か質問はあるか。

この附資料は、山田氏が持っていたもので、建物に置いてあったものか。

○事務局 山田氏がこの建物を引き継いだ際に預かっていたと聞いている。建物寄贈の際に公園緑地課の担当者に渡された。

- 委員 では、ともに預かっているということか。
- 事務局 一緒に寄贈された形であり、今後は区が管理する。
- 委員 それでは、この本文のとおりで答申を決定することに異議はないか。

〔承認〕

- 委員 異議なしと認め、ただいまより文化財保護審議会から教育委員会に答申文をお渡しする。

〔答申書手渡し〕

- 事務局 答申をいただき感謝する。この答申については、教育委員会の審議を経て、世田谷区の登録・指定文化財として決定したいと考えている。また、次年度以降の改修工事等についても、本答申の意見も踏まえ、文化財的価値を損なわないよう保存と活用を図っていきたい。

- 委員 議案第5、事務局からの報告等について、事務局から願います。

- 事務局 初めに、委員の任期満了に伴う改選についてである。今期の委員の任期が平成28年1月26日までである。事務局としては再任していただきたいと考えている。12月中旬を目途に再任の依頼書を送付させていただきたいと思うが、如何か。

〔承認〕

- 事務局 では、手続きを進めさせていただく。

続いて、今後のスケジュールについて課長から説明させる。

- 事務局 次に次回の審議会についてである。次回審議会は、新委員の委嘱状の交付を行い、あわせて、(仮称)世田谷区文化財保存活用基本方針策定にあたり、考え方等についてご意見をいただきたい。この方針は平成28年度中の策定を目指して準備を進めており、審議会の場で活発なご議論をいただければ幸いである。

最後に、文化財関連の啓発事業についてご案内する。現在、次大夫堀公園

民家園で企画展「世田谷の酒屋事情」、岡本民家園で開園35周年記念展示「岡本の記憶を辿る」が来年の元旦まで開催中である。12月13日には、民家園の座学講座を実施する。郷土資料館では、12月15日から来年1月31日まで、季節展の「ボロ市の歴史」を開催する。

報告は以上である。

○委員 ただいまの事務局からの説明について、何か質問はあるか。

平成28年度中に、(仮称)世田谷区文化財保存活用基本方針の策定を目指しているということで、これが来年度から審議のメインになる。文化財保存活用について活発な意見交換をして、それを反映させていただきたいと思うので、ご審議いただきたい。

○委員 次回は大体何月ぐらいの開催を予定されているか。

○事務局 1月末から2月の初めぐらいを予定している。

○委員 委員にはメール等で問い合わせていただき、日程調整をお願いしたい。

何かこの際、ご発言はあるか。

それでは、以上をもって、第4回文化財保護審議会を終了する。